

# 令和5年度 給付奨学生 手続きスケジュール (予定)

更新日：2023年2月

|                    | 給付奨学生の手続き             | 内容  | 期限   | 島根大学からの通知  |
|--------------------|-----------------------|---|--|--|
| 4月上旬               | 在籍報告                  | スカラPSにログインし、入力を行う。                          | 大学からの通知後～<br>1週間程度                         |  |
| 5月                 |                       |   |  | 給付奨学金：適格認定(学業)の処置通知 (該当者)                          |
| 6月                 |                       |   |  | 授業料減免：減免申請結果 (前期) の通知<br>授業料減免：減免後の前期分授業料支払い月      |
| 7月上旬               | 授業料減免継続申請             | 大学に後期分の減免申請書を提出する。                          | 大学からの通知後～<br>8月末日まで                        |  |
| 8月                 |                       |   |  |  |
| 9月                 |                       |   |  | 給付奨学金：適格認定(家計)による10月以降の<br>支援区分の見直しについて            |
| 10月上旬              | 在籍報告                  | スカラPSにログインし、入力を行う。                          | 大学からの通知後～<br>1週間程度                         | 給付奨学金：適格認定(家計)の結果通知 (該当者)<br>授業料減免：減免申請結果 (後期) の通知 |
| 11月                |                       |   |  | 授業料減免：減免後の後期授業料支払い月                                |
| 12月上旬<br>～<br>1月下旬 | 給付奨学金継続願<br>授業料減免継続申請 | スカラPSにログインし、入力を行う。<br>大学に次年度前期分の減免申請書を提出する。 | 大学からの通知後～<br>1月末日まで<br>大学からの通知後～<br>1月末日まで |  |
| 2月                 |                       |   |  |  |
| 3月                 |                       |   |  | 授業料減免：適格認定(学業)の結果通知 (全員)                           |

裏面に続く

**<在籍報告（4月、10月）と継続願（12月）の提出について>**

- 大学に在籍していることや通学形態の変更の有無（在籍報告）と次年度の奨学金継続の意思の確認のための手続き（継続願の提出）を**スカラPS**で報告します。
- 期限までに提出がない場合は奨学金の支給が停止となります。

**<授業料減免申請について（7月、12月）>**

- 給付奨学金に採用となり、次の学期以降も奨学金の給付が継続となった場合、併せて授業料減免も受けることができますが、自動で減免されることはありません。そのため、減免希望者は半年毎に減免申請書（A様式2）を**大学の窓口**に提出する必要があります。
- 期限までに提出がない場合は授業料減免を受けることができません。
- 申請があった方への減免結果通知月は前期分授業料減免については6月上旬、後期分は10月下旬を予定としております。

**<適格認定(家計)による10月以降の支援区分の見直しについて（9月～10月）>**

- 毎年奨学生本人及び生計維持者の経済状況（**日本学生支援機構がマイナンバーで確認**）に基づき、10月～翌年9月の支援区分の見直しが行われます。
- 見直しの結果については、9月上旬以降に**スカラPS**で確認することができます。
- 支援区分に変更がある場合、10月以降の1年間の給付月額と授業料減免額が変更（停止）されます。第一種奨学金も受けている場合、貸与月額の調整が行われます。

**<適格認定(学力)の結果・処置通知について（3月～5月）>**

- 島根大学では、給付奨学生（授業料等減免対象者）に対して学年末に学業成績による適格認定を行います。（退学等により、奨学金の支給が終了する場合等を除く）
- 適格基準に基づき、給付奨学生（授業料等減免対象者）としての継続の可否を判断し、「継続」、「警告」、「廃止」の区分に応じて適格認定を行います。
- 「廃止」に該当する場合は、次の学年より奨学金の給付がなくなり、状況によっては支給済みの奨学金や減免済みの授業料減免費用の返還を求める場合があります。

**<当スケジュールについて>**

- 学務情報システム掲示板及びメール（学籍番号から始まる大学のアドレス）にて手続きに関することや重要なお知らせを「**学生**」に行います。予定スケジュールのため、内容や通知時期が変更となる場合がありますので予めご了承ください。
- 家計急変採用となった方は手続きスケジュールが異なるため、別途ご案内いたします。

上記やその他の給付奨学金制度の詳細については、給付奨学生のしおりをご確認下さい。



奨学生番号を分からない等、簡単な質問は本学チャットボットを利用してみてください。(右下に表示されます)



減免申請書について、本学HPに掲載しています。翌年度以降のスケジュールもこのページにて更新します。

